

平成20年度 第2回 芦屋市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	平成21年2月6日(金) 14:00~14:40		
場 所	南館4階 大会議室		
出席者	(1)出席委員	被保険者代表	中村厚子 林睦子 藤田芳子 医療機関代表 鈴木紀元美 仁科睦美 若林益郎 公益代表 長野良三 重村啓二郎 花岡啓一 平馬忠雄 被用者保険代表 岸本豊保 木村美保
	(2)欠席委員	被保険者代表 医療機関代表	武田雄三 大森伸宏
	(3)市側	市長 市民生活部長 保険医療助成課長 同課長補佐 同主事	山中健修 高嶋修 竹内惠一 長岡良徳 森本真司
事務局	保険医療助成課		
会議の公表	公開		
傍聴者数	0人		

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 保険者あいさつ

4. 諮問書提出

5. 定足数の確認

6. 議事録署名委員の指名

7. 議 事

第1号議案

介護納付金に係る保険料賦課限度額の引き上げ

その他

8. 閉 会

(事務局) 定刻になりましたので、ただいまより「平成20年度第2回芦屋市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

芦屋市情報公開条例第19条の規定により、附属機関の会議は原則公開となっておりますので、傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら傍聴をさせていただきます。また、この会議でのご発言につきましては、公開されることとなります。議事録には、発言者の氏名も公表させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、平馬会長よりごあいさつをいただきます。

..... 会長あいさつ

(平馬会長) 本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、芦屋市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

ご承知のように、国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなしているのですが、少子高齢化の進展、医療費の増大、また構造的な課題等によりまして、財政運営が非常に厳しく、困難でもございます。

そういった中で、昨年4月に後期高齢者医療制度が導入され、制度も大きく変化しているところでございます。

いずれにいたしましても、芦屋の市民生活の安全・安心のために不可欠な制度でございます。そういったことから、国民健康保険制度の健全で適切な運営が望まれるところであります。

本日は、後ほど市長さんから諮問がございますので、諮問事項につきまして、皆様方のご意見をお伺いしながら、審議を進めていきたいと思っております。

よろしくご協力賜りますようお願い申し上げます、はじめのあいさつといたします。

(事務局) ありがとうございます。

続きまして、保険者である山中市長から、皆様方に一言ごあいさつ申し上げます。

..... 市長あいさつ

(山中市長) 皆様、こんにちは。大変お忙しいところ、第2回の国民健康保険運営協議会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本来ですと、一番寒い時期だと思えますけれども、なかなかそんな感じがせず、これも地球温暖化の影響かなと懸念しているところでございますが、各委員さん、先生方におかれましては、ご健勝でお集まりいただきましてありがとうございます。

今も平馬会長からお話がありましたように、我が国の医療保険制度につきましては、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる制度でございまして、世界でも最長の平均寿命を実現してまいっているところでございます。

しかし、ここ数カ月の世界的な経済の減速は、我が国の経済にも影響を及ぼ

してありまして、国及び地方公共団体も、一段と厳しい財政状況になっております。

また、本格的な少子高齢化、労働環境の変化が医療保険に大きな影響を与えることになりまして、中でも、低所得者、また高齢者の加入割合が高い国民健康保険の運営は、非常に厳しい状況となっているところでございます。

そのような中でありますけれども、国におきましては、持続可能な社会保障制度を目指して、後期高齢者医療制度、あるいは特定健診・特定保健指導等が始動して、我が国の医療保険制度は、新しい状況を迎えているところでございます。

後ほど、介護保険料の賦課限度額の引き上げの諮問をさせていただきたいと思っておりますので、ご協議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございます。

(事務局) ありがとうございます。

ただいま、市長のあいさつにもございましたように、本日の運営協議会は、介護保険料の賦課限度額の引き上げを諮問させていただきます。市長が、平馬会長のところに参りまして、諮問書をお渡しいたします。

(山中会長) 芦屋市国民健康保険運営協議会会長 平馬忠雄様

芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、次のとおり諮問します。

1, 諮問の内容

被保険者間の保険料負担の均衡を図るため、一般被保険者及び退職被保険者の介護納付金に係る保険料賦課限度額を10万円に改める。

2, 適用

国民健康保険法施行令の改正を受け、平成21年度保険料から適用する。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 委員の皆様には、ただいま市長から諮問いたしました諮問書の写しをお配りいたします。

市長は、この後、別の公務がございますので、失礼ですが、退席させていただきます。

(山中市長) どうぞよろしくお願いいたします。

..... 市長退席

(事務局) 芦屋市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、協議会は会長が招集し、その議長となると規定されておりますので、ただいまから会議の進行を平馬会長にお願いしたいと存じます。

会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) それでは、本日の協議会成立の可否を確認したいと思います。事務局報告をお願いいたします。

(事務局) 委員様の定数は14名でございます。芦屋市国民健康保険条例施行規則第6条では、委員定数の2分の1以上の出席が必要となっておりますが、本日のご出席者は、現在12名でございますので、この会は成立していることをご報告いたします。

(議長) ただいま報告がありましたとおり、本協議会が成立しているということを確認させていただきました。

次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。

従来のご慣行どおり、被保険者代表の中からお願いしたいと存じます。このたびは「藤田委員」をお願いしたいと思っております。

藤田委員、いかがでございましょうか。

(藤田委員) (了承の意)

(議長) ご了解をいただきました。ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は、先ほど山中市長から諮問がありました第1号議案「介護納付金に係る保険料賦課限度額の引き上げ」についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) お手元の資料の、3枚めくっていただきましたところに、1ページがあります。

左側のページでございますが、一番上の段落ですが、国民健康保険料の賦課に関する基準は、国民健康保険法の施行令で定められておりました、今回、改正されることになっております。2月6日に閣議決定されて、2月13日に公布されるということでございます。

このため、私どもは、3月議会にこの条例改正案を提案したいと考えております。

この介護保険料の賦課限度額、介護納付金分の賦課限度額を年額9万円から10万円に上げるわけでございますが、現在のところ、阪神間では、神戸市と三田市が平成21年度から改正するというふうに聞いております。

その下の国民健康保険法の施行令(抜粋)と書いてありますが、29条の7の一番頭のところに、この国民健康保険法の76条の第1項の規定によって市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額はということで、これが3行目の基礎賦課額、この2つ下の行「及び」の後ろにございます「後期高齢者支援金等賦課額」、その段落の下から2行目に、「介護納付金賦課額」、国民健康保険は、この3つに分かれております。この3つ目の介護納付金の賦課額と申しますのは、介護保険法の2号被保険者の方で40歳から64歳の方で、国民健康保険に加入されている方から介護納付金をいただくということになっております。

(3)のところでございますが、この介護納付金賦課額につきましても、通常の保険料と同じように、所得割、均等割、平等割でございます。本市の場合は、資産割はございません。

もう1つは、政令は今回、介護納付金賦課額は10万円を超えることができないということで、10万円になります。これは、改正前は9万円を超えることができないものでございました。

そのページが一番下が、私どもの国民健康保険条例でございますが、現在のところ、この介護納付金は9万円を超えることができないという規定になっていました。それを10万円に上げようというものでございます。

次に、右側の平成20年度の保険料介護納付金賦課の状況をご覧ください。実際に介護納付金を納めていただいている世帯は6,956世帯で、介護納付金の被保険者である40歳から64歳の国保の加入者は8,774人です。現在、1世帯当たり4,800円。それと、40歳から64歳の方1人に8,880円です。

それと、所得から33万円を引いた残りの金額の1.7%を所得割としていただいております。

次に、賦課限度額を9万円から10万円に引き上げることによる効果。限度額9万円として、所得割率が、現在は1.6%になっております。これは、この20年4月にいらっしゃった方に、現在と同じ賦課総額をいただく場合に、所得割の率が1.6%と0.1%下がっております。従前は1.7%、これは転入者の方などの所得の把握が進んだことによります。

所得割率は、1.69%に近いところでありますので、この1.6%ということになりました。これは、今現在で全部計算し直した値でございます。

次に賦課限度額を10万円引き上げますと、他の要因がなければ、所得割率が1.5%になるという予定でございます。

保険料としていただく額を20年分の固定のままでいきますと、1.5%となって、所得割率が下がる効果があるということでございます。

次に、保険料が増減しない世帯、3,392世帯。その3,392世帯の方が、所得割のかかっておられない方です。それと、保険料が減少する世帯が2,983世帯。その下の保険料が増加する世帯数、10円から9,990円となっておりますが、これは9万円を超えて一定のところを通過しますと、所得割の率は下がるのですけれども、限度額が10万円に増加しておりますので、176世帯の方が増加する。

それと、保険料が増加する世帯1万円については、所得が高いために、9万円だったものが10万円の限度額になったとして、そのまま1万円増加するものであります。

次に、裏の3ページをご覧ください。

この表の一番上の図1と書いてありますものは、所得割率が1.6%、均等割額が8,880円、平等割額は4,800円、賦課限度額が9万円の場合です。

未申告の方は、申告がないということで、均等割と平等割だけがかかります。保険料の減額はされません。次に、0円から33万円の方は、所得割はかからないのですけれども、この4,800円と8,880円、その7割が減額される。3割分だけを納付していただきます。

その下に、斜めにグレーの階段のように走っているところがあるのですけれども、ここは2割軽減のラインでございます。通常の均等割と平等割の2割が減額されますので、8割分を納めていただき、所得割はそのままです。

その斜めのグレーの2の右上の白いところは、5割軽減と申しまして、均等

割と平等割の5割分が減額される方でございます。

斜めのグレーの線の下の方は、均等割と平等割と所得割が減額されない世帯でございます。

例えば、所得が420万円の場合、お一人ですと420万円から33万円を引いたものに、1.6%掛けた所得割がかかる。それと、お一人ですので、個人均等割が8,880円、世帯平等割は4,800円。それを足した7万5,600円になります。

2人の場合ですと、今の所得割と平等割は同じですが、均等割の額は2倍、17,760円になります。

点線の下というのは、9万円を超えられる方でございます。

右の表は限度額が10万円の場合です。この場合は、均等割と平等割は同じなのですが、所得割の率が1.5%となっております。

さらには、5ページ目ですけれども、5ページ目は、限度額を9万円から10万円にした場合、保険料がどうなるかという表でございます。

点線より上の方は、順次減っていくことになって、一点破線より下の方は、1万円増加する、点線と一点破線の間の方は、一部の方は、所得割の率が低くなりましたので、保険料は下がるのですけれども、一定のところからは上がって行って、1万円近く上がっていくことになります。

(議長) 説明が終わりました。質疑等ございましたら、発言願います。

(中村委員) 自分の数字に、これは当てはめて教えてもらわないとピンとこないですね、多分、うちは夫の収入の関係で、今度1万円上がると思うのですが、介護保険の保険料が増えるわけですね。

(事務局) 限度額が今、基礎賦課分が47万円、後期高齢者の支援金分が12万円。それと、介護納付金分が9万円ということです。その内、介護納付金分を10万円にするということです。

(中村委員) なおかつ、私たちは、この介護保険料をそれぞれに払っていますよね。

(事務局) 65歳以上ですか。

(中村委員) なったのですよ。

(事務局) 65歳以上の方は、その介護保険の納付金の保険料は、年金から引かれることになりますので、国保の保険料というのは、基礎賦課分と後期高齢者の支援金分の2つの合計となっております。

(中村委員) 何の合計ですか。

(事務局) 後期高齢者の支援金分、それと基礎賦課分、この2つになりますので、47万と12万と合わせて59万円が限度額となります。

国保は40歳から64歳の人たちから、介護保険料も一緒にいただきます。

65歳以上の方は、別のところから介護保険料を払うことになります。

(中村委員) 年金の方からですね。

(事務局) その保険料は、また別の条例でいただきます。

(中村委員) はい、わかりました。介護保険の方ね。その辺が一緒になってしまっていたので。わかりました。ありがとうございます。

(議長) ほかにございませんか。
そしたら、ちょっと私の方から、要点を整理する意味も兼ねまして。
まず、9万円から10万円になるわけですね。その目的は何ですか。

(事務局) 保険料の負担の均衡を図るといいますか、中間所得者層の保険料の負担額を軽減しようということが目的でございます。

(議長) 全体の支払う金額は一緒なのですね。

(事務局) 保険料としていただく総額は変わらないのですが、限度額が上がるということで、所得割の率が下がるということになります。

(議長) 最後の5ページ見ていただいたらわかりますように、総額は一定なのですが、限度額が9万から10万に変わるので、個人個人、所得によっては、納める金額は、増える人と減る人がありますということです。
何でそういうふうになるのかといえ、先ほどお話があったように、中間所得者層の負担を軽減しようということですね。
それから、基本は、政令が変わるからですよと、こういう話の流れですね。
それで、阪神間では神戸市と三田市となっておりますが、これは早くするからたくさんとってしまおうというのではなくて、先ほど説明ありましたように、市がもらう金額は一緒なのですよ。
それで、早い市と遅い市があるのはどういうことですかということを説明してください。

(事務局) 平成20年4月から国保の制度が大きく変わりました。今まで私どもは、賦課限度額の引き上げを、1年遅れでやっておりました。

もともと、議会へ提案する日程が窮屈でありましたが、今回は、2月13日に政令が出るということなので、議会の方に提案することができるのですけれども、これが3月に政令が公布されますと、議会が、始まっていますので、1年見送るという形になっておりました。

今回は、芦屋市は間に合うからということで、他市の方は、従来どおりに1年後として、遅れてやろうということなのです。

ここで影響してきますものは、40歳から64歳の方だけが、介護納付金の保険料をお支払いしていただいております。それ以上の方は、介護保険料は、別に納めていただいております。

介護納付金と保険料を納めていただいている方なのですけれども、相対的に徴収率が低い。ということは、要するに介護納付金を払っている層の方には重く感じている。

滞納の原因になるということで、できましたらその率を下げて、保険料の収納率を上げたいというふうに考えております。

(議長) 今、説明がありましたように他市の中には、時期が遅れることになる市もありますが、速やかに政令の改正に伴って、事務局が一所懸命頑張って、政令の趣旨に合うように、早くやрьましよう、と、こつう趣旨なわけですね。

何か、皆さんの方からありませんか。

私の方からもう1点、保険料の所得割率下がりますね。そうすると、保険料が安くなったのかなというイメージがするのですが、そこら辺を、もうちょっと説明していただけますか。

(事務局) 9万円までの方は、所得割の率下がりますので、負担が減っていくものと考えます。

9万円と10万円の間、3分の1ぐらいのところ、所得割率の関係で逆転して、そこからは10万円近くまで増えていくものと考えます。

整理しますと、限度額が上がることによって所得割率下がるということになります。ですから、これを天井知らずにしましたら、皆同じ、1.5%とか1.6%というような率になるのですが、保険料ですので、そういう率にならないという条件がついています。

そういう意味で、限度額が高くなれば、それだけ所得の高い人がその分を負担していただくことになります。それ以外の方は、負担が下がることになります。

(議長) わかっていたきましたか。

結論は5ページですね。結果として、上がる人と上がらない人があって、それが所得の段階によって変わりますよということですね。

皆さんも、何かございますか。

(中村委員) もう一度、40歳から64歳の方は、国保の中から介護保険を払って、65歳以上の人は、私たちが国保として払っている分の中には無いのですね。

(林委員) もらうところから引かれるのですよね。

(中村委員) 今、私の世帯は、この介護納付金の分は、国保からは出てないのですね。

(事務局) 65歳以上の方だけの世帯であればそうです。

(中村委員) 何となく二重にとられているのかなと。ごめんなさい。わかりました。

(事務局) ですから、世帯主の方が65歳以上で、世帯の中で40歳から64歳の方がいらっしやいましたら、その方の介護納付金は世帯主の方に通知がいきます。

(中村委員) 3人世帯であると、その子の分が入ってくる。

(林委員) 先ほども、何か保険料を納めない人が多いって話が出ましたけれども、私の友達なんかと話しても、もう介護保険料は払いたくないというか、そういう意見の人がすごく多くて。

ということは、介護保険を利用している人が余り周りにいないので、払い損みたいに感じているのですよね。

(事務局) 実際に介護保険を使っておられる方というのは、たくさんおられます。

(林委員) もちろんそうで、どんどん増えていくから赤字になっていくのでね。やっぱりもっとちゃんと納めてもらう方法を考えていかないと。

(事務局) 介護保険料の収納率というのは、みんな納付書を一緒に送っていますから、一緒に納付書で納付すると考えましたら、収納率は一緒になるはずなのです。

ところが、介護納付金の保険料の収納率が低いということは、介護納付金を納める必要のある方のグループとして、納付率が低いということがあるのです。

例えば子どもが、学生で、その期間、どれだけの授業料が払えるかなということを見ると、そういう世帯の方が、やっぱり苦しいから滞納になっているのではないかと思うのですけれども。

収納率はできるだけ頑張るようにはしてまいりますけれども。

(中村委員) やっぱり、この支払いが滞るとということは、口座振替の率も低いのですか。

(事務局) 口座振替の率は、前は42%ぐらいだったのですけれども、今は、47%を超えていると思います。しかし口座振替の申し込みをなさられましても7月から6月の分割で納付したいという方もいらっしゃいます。

(中村委員) 手動になるのですか。

(事務局) 口座振替にはなりません。

(中村委員) 特にこれからしばらくは厳しいでしょうね。

(事務局) 景気の減速があって、半年、1年してからが、苦しくなってくると思います。

(事務局) 補足説明させていただきます。後期高齢者の方は、今までほとんどの方が国保に入っていたいておりました。

後期高齢者の方は、徴収率が高く、滞納が非常に少なかったのです。

(中村委員) そうですね。

(事務局) その方が全部、後期高齢者へ移られましたので、余計に徴収率が下がります。

課長が言いましたけれども、介護保険の収納率が悪いのではなくて、介護保険の対象になっておられる年齢層の滞納率が高いということです。

(鈴木委員) この諮問とは関係ないのですけれども、今の収納率ですけれども、目的の金額に対して、どれぐらいの収納率ですか。

それと、人数でどれぐらいか、ちょっと教えてください。

それから、他市との比較ではどうなのですか。大ざっぱで結構です。

(事務局) 現年の収納率が92.44%です。

(事務局) 現年とは、19年度に賦課した分で、19年度に本来入るべきものです。

(事務局) 介護の一般被保険者の部分ですと、86.14%になっています。ですから、約6%少ないです。

(事務局) 滞納分は、芦屋市では徴収率が高く、18年度は県下で1位、19年度は3位でした。

(事務局) 人数はちょっと今、資料を用意しておりません。

(鈴木委員) 結構です。ありがとうございました。

(事務局) 税と違いまして、税は、所得のない人にはかからないのですが、国保の場合は、軽減の措置はありますけれども、軽減してもお支払いいただく額があります。そういう意味で、税と比べたら、徴収率が低い。

(議長) 他に何かありませんか。

(若林委員) 21年度からということは、官報等で周知徹底が図られるのですか。

(事務局) 政令の公布が2月13日の予定ですので、それが出た後、市議会で承認をいただき4月から実施します。

(若林委員) 真ん中の人の方が下がり、上の人の方が上がる、上がるといえば上がるのかもしれませんが。

(事務局) 限度額が上がると、保険料が上がるように誤解をされるのですが、ほとんどの人は下がるのです。

(議長) 2ページのとおりですね。

(議長) 他にありませんか。

それでは、特に反対意見もないようですので、諮問に近い形で答申をさせていただくことにご異議ございませんか。

..... 異議なしの声

(議 長) ご異議がないようですので、早急に答申をするべく正副会長に文案等をお任せいただきまして処理をしたいと思えます。

また、答申をしましたら、その答申の写しを後ほど委員の皆様方に配付させていただきますたいと考えております。そういう処理でよろしいでしょうか。

..... 異議なしの声

(議 長) ありがとうございました。

それでは、第1号議案については、これで終了とさせていただきます。議案等はこれで終わりですけれども、事務局から何かありますか。

(事務局) 特にございません。

(議 長) それでは、本日の協議会、これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

終了 午後2時40分